平成２５年（フ）第１０５号
群馬県邑楽郡大泉町坂田２丁目16番27号　ＭＡＫハイツＡ、前住所群馬県伊勢崎市香林町１丁目211番地18
債務者　浜津リカルドジョーこと　ハマツ　リカルド　ジョー
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２０１号
群馬県高崎市並榎町158番地12　ハイツ桂205号
債務者　森村　祐子（旧姓篠窪）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０３０号
さいたま市桜区大字大久保領家239番地４　ビューフレア片町207
債務者　足立　拓也
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７４号
埼玉県和光市諏訪原団地２番３号505
債務者　鈴木　乙央
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８３号
埼玉県上尾市今泉１丁目14番地６　第二富永ハイツ102
債務者　坂本　幸穂
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０１号
埼玉県朝霞市本町１丁目22番24号　シティパレスタカハシ101
債務者　新井　敏夫
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０２号
埼玉県朝霞市本町１丁目22番24号　シティパレスタカハシ101
債務者　新井　良子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１８号
さいたま市桜区大字上大久保904―10　北浦和マンションＢ棟612号室
債務者　菊池　貴郁
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２０号
埼玉県桶川市大字下日出谷1366番地の１　ライトビリーブ105号
債務者　隅澤　美香
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４２号
さいたま市西区プラザ59番14号、旧住所さいたま市西区大字指扇263番地３
債務者　上村　英嗣
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５９号
埼玉県新座市本多１丁目11番15号
債務者　渡邉　信浩
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６５号
さいたま市見沼区東大宮４丁目18番地２　アネックス大宮303
債務者　長本　伸一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６６号
埼玉県上尾市本町１丁目９番３号　ベルゾーネ城座102
債務者　家子　俊治
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７１号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘３丁目10番34号　池田荘102
債務者　矢島さよ子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１５号
埼玉県蕨市中央３丁目11番７号　ウェルネス中央103号
債務者　古澤　　歩
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３２号
さいたま市桜区大字神田429番地　スティーレ与野Ａ棟201
債務者　坂田三枝子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係